

## 特別技術委員会・特別調査専門委員会 運営細目

### (委員の資格)

第1条 各委員会の委員は、原則として、正員を1名以上含む。なお、必要な場合には、会員外の学識経験者を招へいすることができる。

### (委員選定手続き)

第2条 特別技術委員会は、補充を要する委員数・任期満了および再任委員名とその所属機関名・候補者の氏名と所属機関名を書面に記載して研究調査会議に提案し、承認を得るものとする。特別調査専門委員会は、同様に、特別技術委員会の承認を得るものとする。

2. 年度の途中において補充された委員の任期は、4月初めから起算されるものとする。

### (委員の特殊更任)

第3条 特殊の事情による委員の更任を次のように定める。

- 1 所属機関の職責によって委員となっている者は、職責の変更とともに更任される。
- 2 委員が長期にわたり直接委員会の任務を遂行できない事情が生じ、委員会の業務に支障をきたすときは、原則として更任される。

### (委員任免の強制権限)

第4条 運営要綱および本細目に規定する資格・規制ならびに本学会の年度方針に準拠するため、必要な場合には研究調査会議または特別技術委員会の決議を経て、会長は委員を変更することができる。

### (委員長・委員の代理)

第5条 各委員会の委員長が会議に出席できない場合には、副委員長またはあらかじめ委員長が指名した委員が代理する。

2. 各委員会の委員が会議に出席できない場合には、代理を出席させることができる。ただし、代理は常に同一人であることが望ましい。

### (議事の報告)

第6条 各委員会は、決議事項等を明記した議事録を毎回作成し、それぞれ関係委員に、必要な場合には関係役員に報告しなければならない。

### (次年度活動計画と年度報告の提出)

第7条 特別技術委員会は、次年度活動計画案を年度最終の研究調査会議に提出しなければならない。

2. 特別技術委員会は、その属する特別調査専門委員会に関する事項を含む年度報告を年度最終の研究調査会議に提出しなければならない。

### (特別調査専門委員会の報告)

第8条 特別調査専門委員会委員長は、委員会の解散時に、所定の報告用紙に必要事項を記載して、特別技術委員会に提出しなければならない。

### (特別技術委員会、特別調査専門委員会の経理・運営・事務)

第9条 各委員会の運営管理、事業計画、事業報告、予算、決算の事務は、各委員会の責任において各委員会で行う。

### (技術会合の開催)

第10条 特別技術委員会は、技術会合を適宜開催する。

2. 技術会合の運営等に関する詳細は、既存の規程に準ずる。

(技術会合の経理)

第 11 条 技術会合の経理は次のように定める。

- 1 公開の技術会合に要する経理は本学会事務局で行う。
- 2 他学協会と協同して公開の技術会合を開催する場合は、あらかじめ経費の分担を定めておくものとする。

(他学協会と協同活動する特別調査専門委員会の経費)

第 12 条 他学協会と協同活動をする特別調査専門委員会の経費は、他学協会等との協定により本会理事会が別途これを定めるものとする。

(格別の経費を必要とする場合の処理)

第 13 条 特別技術委員会が格別の経費を必要とする企画を実施する場合には、企画案を事前に研究調査会議に提出し、承認を得るものとする。

(書類の送付)

第 14 条 議事録は、各委員会の全員にその出欠の如何を問わず配布しなければならない。また同時に、本学会事務局にも提出するものとする。なお、欠席者への資料送付は当該委員会の判断による。

(書類の保存)

第 15 条 各委員会の議事録は、一定の期間、保存するものとする。

(付則)

1. 本運営細目は平成 23 年 10 月 6 日、理事会において承認制定。
2. 本運営細目は平成 23 年 10 月 6 日より施行する